

## 定仙の受法について③ 三宝院流の受法

大八木隆祥

### はじめに

筆者は鎌倉亀谷新清涼寺釈迦堂の覚如房定仙（一二三三～一三〇二）の受法活動について調査研究して来た。その最初の成果として拙稿<sup>2012</sup>において神奈川県立金沢文庫が保管する国宝<sup>1</sup>称名寺聖教（以下、称名寺聖教）の奥書を中心に、定仙の受法に関わる記述を採集・分類、その全体像を概観した。その際、それぞれの受法の詳細や各資料の検証については他日を期したい旨前置きした。すなわち、拙稿<sup>2012</sup>を総論とし、さらに各論として法流ごとの受法について詳細な

研究を要すると考えたわけである。そこで拙稿<sup>2015a</sup>では安祥寺流の受法について、拙稿<sup>2015b</sup>では勸修寺流の受法について検証し発表した。本稿はその第三弾として、定仙の三宝院流の受法について論じたものである。

### 三宝院流について

三宝院流は小野方法流の内、醍醐寺三宝院を本処とする法流である。醍醐寺開山聖宝から観賢―淳祐―元果と相承された法流は、小野曼荼羅寺の仁海に至って小野流と称されるようになった。

た。仁海の正嫡成尊の下に醍醐寺遍智院の義範があり、この義範の付法に醍醐寺三宝院開祖勝覚（一〇五七—一二二九）がいる。勝覚には二十人以上の付法があるが、中でも重要なのは三宝院第二世となる定海、金剛王院開祖聖賢、理性院開祖賢覚で、後世この三人の相承する法流はそれぞれ三宝院流、金剛王院流、理性院流と呼ばれるようになり、これを醍醐三流と称するようになった。

定海の三宝院流は松橋元海—勝俱胝院実運—覚洞院勝賢—遍智院成賢と相承される。成賢（一一六二—一二三二）には四十人以上の付法があるが、中でも遍智院道教、報恩院憲深、意教上人頼賢の法流はそれぞれ地藏院流、報恩院流、意教流と称されるようになった。

定仙は複数の師より複数の系統の三宝院流を受法している。ただし、それらは現代的な観点からすれば細分化された法流の名称を与えうるものであるが、定仙在世当時においては、それ

らの受法はあくまで「三宝院流」という法流を伝える諸師から受法したという意識であったことは注意しなくてはならない。

以下、定仙が受法した阿闍梨ごとに、その内容を検証することにする。

#### ①親玄からの受法

三宝院流の成賢の資の内、道教が相承した分を後世地藏院流と称する。道教自身は遍智院に住していたが、早逝のため資親快へ具支灌頂を授けることができなかつた。そこで道教は具支灌頂を地藏院深賢から承くべきよう親快に遺言した。道教滅後、親快は師の遺言に従って深賢から具支灌頂を受けたため、深賢の房号をもってその法流を地藏院流と称するようになったのである。

この親快の付法が大政法印親玄（一二四九—一三二二）である。親玄は鎌倉幕府に祈禱勤仕僧として招聘され、石田 2004 によれば遅くとも正

応二年（一二八九）十二月までには鎌倉に下向したと考えられる。その後、最晩年にいたるまで三十年鎌倉に滞在したが、その間に永福寺別当・久遠寿命院別当を務め、さらに醍醐寺座主に二度（第四十六世・第四十八世）補せられ、東寺長者にまでなっている。

定仙の親玄からの受法の実態についてはこれまで（拙稿 2012、同 2014、同 2017）において論じてきたので、本稿では概説にとどめ、詳細は拙稿を参照されたい。

定仙と親玄との関係がいつから始まったかは不明であるが、現存史料の識語等によればその最も古い記録は正応三年（一二九〇）八月二十九日である。

正応三年八月二十九日於鎌倉龜谷清涼寺自醍醐山大政法印親玄賜道教所持之本書写校  
点畢 金剛仏子定仙

これは仏法紹隆寺聖教一三『虚空蔵求聞持法』や真福寺聖教四七五―七『秘鈔第十』の奥書で

あり、両写本はともに道教所持本の『秘鈔』巻第十を定仙が親玄より借り受けて書写した写本からの転写本である。巻第十ということはこれ以前にも巻第一から第九までの書写が行われているはずである。さらにこの後は、東京大学史料編纂所『史料蒐集目録』一五四所収「竜樹法」の奥書に、

正応三年九月六日、於鎌倉龜谷清涼寺、自西西山大政法印親玄賜成賢僧正御房御自筆之本、書写校点了、金剛佛子定仙

とあるように同年九月六日の『異尊』の書写まで続いている。この『秘鈔』写本群の奥書からではこれらの書写の日付が記されているだけなので伝授を伴うものであったのか、それとも所持本を借覧して書写をしただけなのかは不明であるが、いずれにしろ定仙と親玄は、法流にとつて重要な成賢自筆道教所持の聖教を直接借り受けられる関係だったことは明らかである。

称名寺聖教の『仙芥集』(1315)<sup>(3,4)</sup>は「親玄法印

口伝」と題され『白表紙』（『秘鈔』の異名）の口伝が記されており、巻中識語には、

正応三年九月四日 以親玄法印口伝書之了定仙<sup>5</sup>

とあり、奥書には、

正応三年九月二十二日 親玄法印以日記示之「△云々」定仙

とある。『仙芥集』(1316)<sup>6</sup>もまた「親玄法印口伝」と題され、諸尊法や作法集に加え三宝院の舍利や通常は聖教に含めない自行次第についての口伝が記されている。奥書には、

正応三年九月廿七日、定仙記之、

とある。『仙芥集』(1317)<sup>7</sup>は表紙にこそ親玄の名は表れないが本文には「親玄云」とあり諸尊法や灌頂護摩について親玄の口伝が記されている。この奥書には、

正応三年十月五日記之、定仙

とあるので、これも一連のものである。前掲の『秘鈔』写本の奥書とこれら『仙芥集』の内

容から判断するに、正応三年八月から十月にかけて『秘鈔』等の書写と伝授が行われたと考えられる。ただし、いきなり諸尊法である『秘鈔』の伝授が行われたとは考えにくいので、これに先立って印可なり四度次第なりの伝授があった可能性もある。しかしながら、法流伝授の証となる印信の類は管見の限り伝存しない。<sup>8</sup>

前述の通り親玄は遅くとも正応二年（一二八九）十二月には鎌倉の地に在ったので、親玄が鎌倉に着いて早々に定仙の受法が始まった可能性が高い。

親玄からの受法は翌年も続く。称名寺聖教『勝賢日記』(2224)の奥書にいう。

正応四年六月二十二日従親玄大政僧正房御手賜勝賢御自筆令書写畢 金剛資定仙

『勝賢日記』には、醍醐寺座主職を巡る騒動から高野山に逃れていた覚洞院勝賢が自らと同じ勝俱胝院実運の付法である心覚と出会い、三宝院の重書である元海記『厚双紙』を授けられた

際のエピソードが記されている。定仙は親玄から直接親玄所持の勝賢自筆本を借り受け書写したとある。ちなみに本書は称名寺聖教本では『勝賢日記』と題され、巻末の釵阿の識語には「勝賢高野参籠記」と記されているが、後世地藏院流各派においては『付法状』と称され法流伝授の証文として扱われている。<sup>9)</sup>

その四日後に記された『仙芥集』(1313<sup>10)</sup>)には四度次第や許可作法について親玄の口伝が記されている。奥書には、

正応四年六月二十六日 承大政法印御房口  
伝記之 定仙

とある。許可や四度次第は一流の伝授の初めに授けられるものであるが、先述の通り定仙はこの時点ではすでに親玄より諸尊法等を伝授されているので、ここで授けられたのは阿闍梨として許可や四度を授ける際の意得や口決である。この内容から、親玄が定仙に授けた三宝院流が一流全体に亘る規模であったとすれば、この正

応四年六月二十六日の伝授がその締めくくりであった可能性がある。

ただし、定仙と親玄の交流はこの後も続く。『仙芥集』(1313<sup>11)</sup>)の本文冒頭に、

仁王経法 以光宝本於大政法印「奉受」正  
応五年正月二十六日  
とあり、また六丁裏には、

普賢延命法 以光宝本「於大政法印」奉受」  
とあることから、正応五年(一二九二)にはこれまでの道教所伝の聖教ではなく、道教と同じ成賢の付法であり後世光宝方と称される法流の祖、光宝所伝の次第が伝授されている。このことから先の段階で道教方の伝授は終わっていたと考えられる。一方本書をもって直ちに親玄より光宝方の伝授が行われたとは言い難い。光宝所伝の次第を用いながら本書中には光宝の口伝は記されておらず、また親玄が光宝方を受法した形跡がないからである。

この後については親玄が鎌倉下向中に自ら記

した記録『親玄僧正日記』に記述がみられる。<sup>(12)</sup>  
正応五年三月二十八日の条に、

覚如房入来、無名抄大事等上人尋之<sup>(13)</sup>

とあり、定仙が親玄の住処を訪ねて『無名抄』すなわち三宝院流の重書である定海口・元海記『厚双紙』について尋ねたという。その後も正応六年（一二九三）五月十六日の条、<sup>(14)</sup>同七月十八日の条、<sup>(15)</sup>同九月二十一日の条に「覚如房入来了」とあり、その目的は不明であるが、定仙は親玄を訪ねている。管見の限り、定仙と親玄の交流を確認できる史料はこれが最後となる。

ちなみに『仙芥集』<sup>(17)</sup>は表紙に「三宝院 親玄僧正等御口伝へ」とあり、『仙芥集』<sup>(18)</sup>の表紙には「三宝院 親玄僧正御口伝へ」とあり、後者の奥書には、

永仁五年九月二十二日記之 定仙

とあるが、両冊は親玄を中心に三宝院流を相承する諸師の口伝をまとめたものであるので、永仁五年（一二九七）九月二十二日に親玄から受法

した記録という意味ではない。ただしこの二本の内容は三宝院流の聖教・重宝等を収めたときれる台皮籠の由来やその収納品について、唯授一人大事・宗大事等いわば法流の奥義にあたる印信類についての口伝、三宝院の名の由来や、後七日・大元法・八千枚護摩等の大法・秘法類の聖教の伝来や内容についての口決等、三宝院流にとつて極めて重要な口伝を集成したものであり、定仙が親玄からの受法の中でここまで聞き及んでいるとなれば、それは単なる印可ではなく付法であった可能性が高い。

以上の史料から、定仙と親玄の直接的交流が確認できるのは正応三年（一二九〇）八月二十九日から永仁元年（一二九三）九月二十一日までであり、受法の内容は親玄が相承する三宝院流道教方の一流全体に亘るものであったと考えられる。一方で、先述の通り親玄から定仙への付法の証拠となる印信類は確認されていない。

② 覚雅からの受法

定仙関連の写本の識語にはその名が記されていないかったため拙稿2012では取り上げることができなかったが、『仙芥集』の記述によれば、定仙は憲深方（報恩院流）の覚雅からも直接教えを受けている。

『続伝灯広録』一一によれば、覚雅（一二四三—一二九二）は、尚書雅忠の猶子、因幡の前司大江頼重の子とされる。ただし服部1995によれば、頼重の子では『尊卑分脈』等の記述から年代が合わず、普通因幡の前司といえは頼重の父・長井因幡守泰重であることから、泰重の子であろうとする<sup>19</sup>。報恩院憲深の付法蓮藏院実深の資で、実深を継いで報恩院第三世となった人物である。のちに北条氏に招聘され鎌倉に下り二階堂（永福寺）の院主となる。その後、醍醐に帰ることなく正応五年（一二九二）八月二十一日に没した<sup>20</sup>。

三宝院流に関して親玄を中心に諸師の口伝をまとめた『仙芥集』（13-111）および『仙芥集』

（13-112）の中には、「覚雅法印云」「答覚雅法印云」等、明らかに覚雅から直接教えを受けたと判じうる記述が十二か所ある。特に『仙芥集』（13-111）にある次の記述は決定的である。

定仙問覚雅法印云厚双紙外大事醍醐誰人受之耶 答云大政法印与覚雅也（云云）<sup>21</sup>

「定仙、覚雅法印に問うて云わく」とあることから、これは定仙が疑問に思うところを覚雅に直接尋ねたものであることがわかる。『仙芥集』に覚雅の名が現れるのはこの両冊に集中しており、他には『仙芥集』（13-118）に醍醐三宝院における仁王経法を修す際の曼荼羅の掛け様について、

三宝院ノ家ヲツク仁ハ大師ノ御筆ノ本尊ヲ相承スル  
故ニヤワラ当時ノ曼陀羅ノ下ニカクル也 覚雅  
法印等不存知此由一歟<sup>22</sup>

とあるのみで、これは直接聞いたものか伝聞か詳らかでない。いずれにしろ前掲の史料から定仙が覚雅に直接会って教えを受けていたことは

明らかであるが、現存史料からは覚雅所伝の法流についていわゆる伝授を受けた形跡は見受けられない。それは覚雅の付法が憲淳一人であったという伝承とも合致する。おそらくは、憲深の法流を正しく相承し報恩院を継ぐ覚雅に面会する機会を得た定仙が、気になっていたことを聞いてみた、という程度の関係であったのだろう。よって定仙が覚雅から憲深方を相承していたとまではいい得ない。この定仙と覚雅との面談がいつどこでなされたのかは判然としない。覚雅がいつ下向したのかも不明であるので、文永二年（一二六五）に覚雅が醍醐蓮蔵院において実深より灌頂を受けてのち鎌倉に下向してから、亡くなる正応五年（一二九二）までの間としかいい得ない。場所は覚雅が院主を務める二階堂（永福寺）であった可能性が高いが、これも推測の域を出ない。

### ③願行房憲静からの受法

三宝院流の成賢の資の内、意教上人頼賢（二一九六―一二七三）が相承した分を後世意教流と称する。その頼賢の付法の一人に、願行房憲静（二二一五―一二九五）がいる。<sup>(23)</sup> 憲静はこの頼賢からの相承の分をもって後世願行流・願行意教流・意教流願行方等と称せられる法流の祖としてつとに有名であるが、他にも勸修寺流を阿性上人覚宗から、安祥寺流を佐々目法印頼助から、西院流を定証<sup>(25)</sup>から、三宝院流を守海<sup>(26)</sup>からなど多くの法流を相承している。本稿は定仙の三宝院流の受法について確認するものであるので、憲静相承の頼賢と守海の法流について受法を確認する。

『仙芥集』(13110)<sup>(27)</sup>は「意教上人御口伝等」と表紙にあり、本文中の見出しを確認すると字輪観・本尊加持・散念誦といった行法についての問題や、灌頂行事・灌頂印明、特定の尊の印等、事相上の問題について頼賢の口伝を記したものである。ただし、識語がなく伝授にかかる状況

は不明であり、本文中にも頼賢からの直接の受法を示唆する記述はない。「有人云上人仰云」という記述がたびたびあることから、頼賢から直接ではなく頼賢の伝を伝える人師より受法したものであることは明白である。定仙が受法した人師の中で頼賢の法流を相承している人物といえば、憲静、義能、公然であるので、そのいずれか、あるいは三師の伝を併記したものであるかもしれないが判然としない。ただし、憲静と公然に関しては『仙芥集』の他の箇所では「願行上人云」「了上人云」等とその名が具体的に記されているため、あるいは義能からの伝であるかもしれない。ただ一か所、「二根交合成大仏事」と題する段の中に、

血脈

○寛位

兵部卿法印  
了心 憲静  
定仙 (28)

と憲静の名が記されている。兵部卿法印寛位は勸修寺流行海方の蓮頭の付法であり、三宝院流でも頼賢の付法でもないようであるが、『仙芥集』

(13-11)に、

願行上人云 故意教上人 阿性上人 兵部卿法印 三人之真言無相法門皆同也<sup>(29)</sup>

とあることから、憲静が寛位からも薫陶を受けていたことは間違いないようである。実際、称名寺聖教『瑜祇灌頂作法私記』<sup>(30)</sup>の奥書によれば憲静は弘長三年(一二六三)二月六日に寛位から同次第の伝授を受けている。ただなぜここで寛位の伝が記されたのかその事情は不明であるが、この記述をもって本冊全体を憲静の伝とするのは無理があるであろう。

前掲の「親玄僧止等御口伝」と題される『仙芥集』(13-11)および同(13-12)は、三宝院流にとって極めて重要な口伝を集成したものであり、表題通り親玄の口伝を中心としながらも定仙が受法した三宝院流を相承する諸師の口伝も併せて記されている。憲静の伝も『仙芥集』(13-11)には二か所、『仙芥集』(13-12)には一か所記されているが、法流の伝授という意味で重要なも

のではない。

『仙芥集』(131-20)は表紙に「灌頂行事口伝小野」とあり、巻中識語に「永仁二年九月十六日記之 常陸法印説也 定仙記之」とあることから、主に勤修寺流の灌頂行事について常陸法印定宣の伝を記したものであるが、本文中には「願上人云阿性房云」と憲静が覚宗から相承した勤修寺流榮然方の灌頂行事の口伝についても記されている。一方で比較のためか三宝院の行様についても言及されている箇所があり、頼賢が高野山において五瓶に五宝を入れていなかったことが憲静によつて伝えられている。

三宝院行事如何 願上人云高野<sup>ニテ</sup>故上人時不入中<sup>一</sup> 瓶少<sup>トヤ</sup>故也<sup>(31)</sup>

この直後の巻中識語には、

正応二年九月二十四日勤行時記之 定仙へ在判<sup>レ</sup>

と記されているので、正応二年(一二八九)九月二十四日までには憲静より教えを受けていたこ

とが窺える。また本冊の表紙裏には、

三宝院同壇事

願上人云故意教上人仰云(中略) 正応二年十

月十日記之、定仙へ在判<sup>レ</sup>

との袖書があり、同年十月十日にも憲静が頼賢の伝を定仙に伝えたことがわかる。また三宝院の伝ではないが受法の時期がわかる史料として、拙稿 2015b でも取り上げた『仙芥集』(131-18)の巻中識語を挙げる。

正応二年十二月比於願行上人奉受之畢 定仙<sup>(32)</sup>

本冊は表紙に「求聞持法口伝」と記されており、憲静が覚宗から受法した勤修寺流榮然方の求聞持法についての受法記録である。

以上の『仙芥集』の記述を見る限りでは、定仙が憲静から受法したのは正応二年(一二八九)の九月頃から年末にかけてであったようである。称名寺聖教の『題末詳』(323-55)には奥書に、

本云 正応二年十月十四日 以意教上人

自筆本書写了 定仙

とあり、ここには誰がその頼賢自筆本を所持していたのかは記されていないが、日付から判断するに憲静より借覧した可能性が高いといえる。

以上、憲静からの伝授では三宝院流の頼賢の伝はあまり見られず、守海の伝に至っては皆無であり、主に勧修寺流の覚宗の伝が授けられたように見受けられる。甲田2000でも「憲静自身は勧流を本流と考えていたのではなからうか」と指摘されている。果たして定仙は意教の三宝院流を憲静から相承したのであるうか？

ちなみに、永仁四年（一一九六）に記された「瑜祇灌頂私抄」と題される『仙芥集』（13-124）には次のような記述がある。

定仙自三方受之 三方者卿アサリ 定祐<sup>(36)</sup>  
能海也<sup>(37)</sup>

願上人 殿ノ法印<sup>(38)</sup>唯物語リニ談スル也<sup>(39)</sup>

すなわち、定仙は瑜祇灌頂を増瑜・定祐・能海の三人から受けたが、憲静と殿ノ法印からは伝授ではなく話を聞いただけだというのである。

あるいは三宝院流に関しても伝授という形ではなかったのかもしれない。

#### ④義能からの受法

義能については資料が少ないため大部分拙稿2012と重複するが再説したい。

仏性房義能（生没年不詳<sup>(41)</sup>）は、元は達磨宗の徒で義準といい、後に道元・懐奘二代に参じて伝法の弟子となった人物である。その後、永平寺を離れ京都五山遊学中に知った台密禅を兼修する高野山金剛三昧院を訪れ、そこで隠遁中の意教上人頼賢に出会いについては師事するに至った。この義能が相承した意教流は後に義能方と呼ばれ憲静の願行方や慈猛の慈猛方と並び称されるようになる<sup>(42)</sup>。定仙はこの義能からも頼賢の法流を受法したことが称名寺聖教から窺える。

『仏性房印信状』<sup>(43)</sup>に、

（前略）而龜谷釈迦堂長老覺如御房、真言興隆志不淺、且故意教上人流恋慕真実之間、重々

大事等、存愚意之程不残一事奉渡乎（中略）

建治四年三月十九日 金剛仏子義能〈在判〉とある。建治四年（一二七八）、受法の場所不明であるが定仙は義能より「故意教上人の流」の「重々の大事」を「一事残らず」授けられたのである。事実上の皆伝と見て良い。また、『口伝集』（内題は「意教上人口伝」）には、

弘安元年十月十二日受之、已上仏生房口伝<sup>45</sup>

弘安元年十月十六日、一々伝之、定仙<sup>46</sup>

とある。弘安元年は二月二十九日に建治四年から改元しているので、西暦は先の『仏性房印信状』と同じ一二七八年である。義能は越前や播磨にも移動しており長期間鎌倉に住していたとは考えられないが、少なくともこの年の三月と十月は鎌倉に在って定仙と接触していたことが確認できた。また称名寺聖教には『仏生房口伝』<sup>46</sup>と題する義能の灌頂印明に関する口伝も伝存する。この写本には奥書がないので定仙との関係は不明であるが、参考までに挙げた。

以上、定仙は義能より建治四年／弘安元年（一二七八）三月と十月（あるいは三月から十月）に頼賢の流を受法していたことを確認した。ただし『仙芥集』には義能の伝が見られないことも付記しておく。<sup>47</sup>

#### ⑤公然からの受法

定仙の受法活動における最重要人物ともいえるのが一上人公然である。公然については僧伝や辞典にその記述がなくどのような人物であったのか詳らかでない。先行研究では甲田2000が『宝池院前大僧正入壇資記』や『醍醐寺新要録』等によってその生涯をまとめている。<sup>48</sup>これによれば公然は建長四年（一二五二）生まれで憲深の付法である定済の灌頂資であるという。正元二年（一二六〇）より建治四年（一二七八）までは醍醐にいたようであるが、この間、文永九年（一二七二）には高野山に行き、安養院にて頼賢から受法していたことが称名寺聖教に見られ

る。まず『阿闍梨位印口伝』という巻子の首書には、

文永九年（壬／申）七月十六日、於高野山  
禅定院之安養院奉伝受畢

とあり、奥書の最後には「法眼公然記之」とある。  
また、

文永九年八月十五日、於高野山禅定院之安  
養院記之、如此宗極、雖不可注置、為備廢  
亡聊記之、胸中暗記之後、早可投火爐矣、

法眼公然記

という奥書を有する写本が『厚大土口伝』のタ  
イトルで四本<sup>(49)</sup>、『第三重印明義口決』のタイトル  
で一本<sup>(50)</sup>伝存している。

血脈等には他の法流の相承も見られる。まず  
『諸流灌頂秘藏鈔』の「三宝院御流意教上人方萬  
徳寺相承血脈」にその名が見える。

勝賢 守覚 道法 心文上人 公然 鏤海  
(以下略)<sup>(51)</sup>

三宝院御流は醍醐寺の覚洞院勝賢が伝える三

宝院流を仁和寺第六世守覚法親王が受法したも  
ので、守覚より道法法親王に授けられた。道宝  
はこれを道助法親王と意教上人頼賢に授けてお  
り、右の血脈は意教上人が相承した分である。

血脈中の「心文上人」というのは意教上人のこ  
とであり、「心文」は「意」の下心と「教」の父  
を取った片字である（ただし「父」は本来「支」で  
あり「文」ではない）。意教からの受法については  
この三宝院御流だけではなく、いわゆる意教流  
も相承していたことが称名寺聖教中の『五智五  
a 四重秘印言』と題された口伝切紙に確認でき  
る。

勝賢 成賢 海備 頼賢 公然 楽範 釵阿<sup>(52)</sup>  
「海信」は抹消されているので、この血脈は勝  
賢—成賢—頼賢という通常の意教流の血脈であ  
ることがわかる。

また『野沢血脈集』巻二では、三宝院流定海付  
法九人の内、遮那院大輔僧都覚鏡の血脈にその  
名が見える。

〈遮那院大輔僧都覚鏡の血脈〉

遮那院大輔僧都 橋本少将法印 遮那院僧都 釈迦院法印  
覚鏡—実覚—琳經—經舜—  
豊前守藤重兼子

大納言僧都  
公然  
了上人  
侍従阿闍梨 帥律師  
經寬—經杲—(以下略)<sup>(53)</sup>

覚鏡は永治元年(一一四一)、三寶院において定海より灌頂を受けており、この法流を後世遮那院流と称する。遮那院は覚鏡の住房である醍醐寺慈尊院の別名である。公然はこの法流を侍従阿闍梨経寛より受法しているが、その受法にかかる状況は不明である。

以上から、公然は定済から憲深方、頼賢から三寶院御流と意教流、経寛から遮那院流の四流を相承している人物であることが確認できた。すなわち三寶院御流・遮那院流の二流はやや異質な相承系譜を有するが、この四流はいずれも三

宝院流の末流である。

次に定仙が公然から受法したその實際を史料から見えていきたいのであるが、管見の限り法流の授受に関わる印信類等は見られない。よってここでは称名寺聖教に見られる明らかに公然から定仙が直接教えを受けたと判断しうるものを挙げる。ただし公然の名は頻繁に記されており、そのすべてを挙げることは叶わない。今は受法の実態を知るのに有用なものに絞って時系列で挙げることにする。

『仙芥集』(131-28)は「御遺告聞書小野」と題し『御遺告』についての註釈が記されているが、本文の後に「有人云了上人」として公然の伝が記されている。奥書には、

建治四年正月二十六日記之了 金剛仏子  
定 四十六才云云<sup>(54)</sup>

とある。建治四年(一二七八)一月二十六日に書いたものの中に公然の伝が記されているということはそれ以前に定仙と公然は会っていたこと

になる。甲田2000によれば建治四年正月十四日に権少僧都に転昇したことが『醍醐寺新要録』に記されているが、この後の消息がはっきりしないという<sup>(55)</sup>。定仙が公然に会ったのは鎌倉の地であると考えられるので、公然は一月十五日以降二十六日までの間に鎌倉に下向してきたと考えられる。あるいは権少僧都昇補そのものが下向に伴うものであったのかもしれない<sup>(56)</sup>。

『仙芥集』(13-1-25)は「ho-ma 要抄」と題し、主に勧修寺流の護摩について口伝を記したものであるが、次のような記述がある。

了上一人云願上人<sup>(57)</sup>自櫛中間「可引始之」自天地中間「引之」ト云云

憲静が実際にどのように護摩壇の壇線を引いていたかが説かれたものである。本冊の奥書には、

正応二年十二月二十八日記之 定仙 云云  
とあり先の建治四年から十年ほど経った正応二年(一二八九)に記されている。

『仙芥集』(13-1-4)<sup>(58)</sup>は表紙に、

公然事／果性不可説即是密藏本分事／無相修行間事／菩薩々々已祈修行事／真言利益佛果利益タル事／顕教不知温育方便事／遮情圓極シテ不用真言表徳事／真言無相不可落空見事／真言三形為如来本有徳事／真言表徳為真善妙有假事

とあり、公然の伝をまとめて記した一冊となっている。内容は伝授記録の集成である『仙芥集』には珍しく教学上の問題についての聞書である。奥書には「正応三年正月三十日記之 定仙」とあるので一二九〇年に記されたものである。

『仙芥集』(13-1-1)<sup>(59)</sup>は三宝院流の胎藏次第の道場観についての聞書であるが、わずか六丁の本文中に「了上一人云」との記述が九か所あり、ほぼ公然からの説が記されたものであることがわかる。ただし「大政法印云」も二か所あり、親玄から受けた伝も記されている。奥書には「正応五年(一二九二)正月三十日記之」とある。

『仙芥集』(1311<sup>80</sup>)は表紙に「後七日私抄 付醍醐勸修寺記之 太元法少々記之」とあり、巻中識語には、

正応五年二月二十五日記之 定仙<sup>(61)</sup>

とある。次の『仙芥集』(1311<sup>82</sup>)は表紙に「後七日雑日記 付勸修寺日記抄之」とあり前の『仙芥集』(1311<sup>80</sup>)と一具のものである。奥書にいう、  
正応五年三月二十六日書了

以上上人口伝「記之」定済僧正參後七日「事三ケ度<sup>ナカラ</sup>乍三度」伴僧也

仍委存子細「御」然間以彼口伝「記之」也(云)云 定仙(満六十)

定済は後七日御修法に三度参じたが、公然はその三度とも伴僧を務めた。そのため後七日御修法について細かいことまで詳しく知っているので、公然の口伝によつてこれを記したという。三宝院流には直接関係ないが公然を知るのに重要な情報なので記し置く。

称名寺聖教『第三重印明義口決(公)』(315-0029)

は内題に「厚大士口伝(無所不至印事/西西)」とあり、元海が記した三宝院流の重書『厚双紙』に説かれる三宝院流重位の第三重の大事についての口伝である。奥書には、

正応五 三 廿九日 了説 定一記

とあり、正応五年三月二十九日に公然が説き、定仙が記したものであることがわかる。たとえ重受であってもこのような重要な口決が印可もなく授けられるとは考えにくい。法流の伝授に伴つて授けられた可能性が高い。

『仙芥集』(1311<sup>83</sup>)も「兩日記注文 醍醐後七日並師伝」と題した後七日御修法の口伝を記した前の『仙芥集』二本と一具のものである。奥書には、

正応五年三月三十日記之了 定仙 □六十

(云々)

とあり、巻中識語には、

正応五年四月五日記之了 定仙<sup>(61)</sup>

とある。奥書より巻中の方の日付が後なのは、

もともとの記録を『仙芥集』として集成する際に何らかの意図をもって前後を入れ替えたものと思われる。

次の『仙芥集』(371a)<sup>(65)</sup>は奥書がないため、受法の時期など状況は不明であるが、三宝院流の請雨経法・転法輪法・後七日両種護摩について記したものである。文中には「一か所」「一上人」<sup>(66)</sup>とあるのみだが、文末にも「了一上人説也」とあることから、本冊の内容全体が公然の説であることがわかる。

以上見てきたように、建治四年(一二七八)から正応五年(一二九二)にかけて、定仙が公然から親しく教えを受けていたことはわかった。特に正応五年一月から四月までは集中して教えを受けている。法流の重書の口伝まで授かっていることを考えると、法流の伝授であったとも考えられるが、その規模と公然が相承するいずれの法流が定仙へと伝えられたのかはいまひとつ判然としない。

## まとめ

以上、三宝院流を相承する五師から定仙が受法したその実態について、現存史料を用いて考察した。五師の内、道教方の親玄および意教方の義能からの受法については付法の証となる印信類は見られないものの、一流の奥義に関わる伝授もあつたことから付法とみなし得た。公然からの受法についても法流の重書の口伝まで授けられていたため付法とみなすこともできるが、公然が相承する三宝院流の末流四方の内、いずれの法流が授けられたものかは判然としない。憲深方の覚雅と意教方の憲静からの受法については、交流があつたことは間違いないが、付法とみなし得るだけの文証がなく、内容も伝授と呼べるほどのものではなかった。

ちなみに、定仙が親玄や公然に親しく面談や受法の機会を得ていたその背景には、定仙の出自

が関係していると考えられるのであるが、今回は紙幅が尽きたためその論考は別の機会に譲りたい。

### 註

- (1) 執筆当時は国指定重要文化財。
- (2) 石田二〇〇四、三頁。
- (3) 称名寺聖教の整理番号の表記は、函番・函内通番の順に○  
ー△、または函番・函内通番・枝番の順に(○ー△ー□)  
で記した。以下同。
- (4) 『仙芥集』翻刻③、一五九―一七〇頁。
- (5) 七丁裏。なお称名寺聖教の翻刻については『仙芥集』翻刻の凡例に従った。ただしすでに活字化されたものを引用する場合は元の表記のままとする。
- (6) 『仙芥集』翻刻③、一七〇―一八七頁。
- (7) 『仙芥集』翻刻②、一六八―一七九頁。
- (8) 『東密諸法流印信類聚』別巻Ⅱ、二七頁には「地―親」と題して地藏院流親玄方の許可印信・伝法印信・血脈を挙げ、その血脈には「(前略) 親玄―定仙―賢誓―実済(後略)」と記されている。『密教大辞典』の「親玄方」の項にも同様の血脈が挙げられているが、これはいわゆる『三十六流印信集』に収録されているものである。『三十六流印信集』は東密三十六流の許可・伝法の印信のみを集めて一括で伝授する諸法流伝授の形態で伝承されたも

のであり、実際に親玄から定仙に伝授・相承された法流の規模や内容をここから窺い知ることは不可能であり、そもそも実際に親玄から定仙に授けられた印信と同じものかどうかも確認しえない。

- (9) 田中 2006、二一九頁。
- (10) 『仙芥集』翻刻③、一五一―一五九頁。
- (11) 『仙芥集』翻刻②、一七九―一八七頁。
- (12) この日記は現存部分が正応五年(一二九二)二月九日から永仁二年(一二九四)十二月二十九日の分までであり、定仙の受法期間とは重なっていない。
- (13) 『親玄日記』上、三四頁上。
- (14) 『親玄日記』中、七〇頁下。
- (15) 『親玄日記』中、七二頁下。
- (16) 『親玄日記』中、七五頁下。
- (17) 『仙芥集』翻刻④、一五二頁下―一七〇頁下。
- (18) 『仙芥集』翻刻④、一七一頁上―一八九頁下。
- (19) 服部 1995、四一八頁上。
- (20) 続真全三三、四五四頁下。
- (21) 『仙芥集』翻刻④、一六三頁上。
- (22) 『仙芥集』翻刻②、一八二頁。
- (23) 憲静の表記には「憲静」と「賢静」が混在しており誤記・誤写によるものとも思われていたが、甲田 2000によれば文永・健治の頃の一時期のみ「賢静」と自署していたことが指摘されている。
- (24) 憲静については伊藤 1977a・1977b・1979、高橋 1984、

- 橋本 1986、百瀬 1989、甲田 2000 に詳しい。
- (25) 禅遍宏教の付法。
- (26) 頼賢と同じ三宝院流成賢方。この守海の法流を後世佐々目流と称す。
- (27) 『仙芥集』翻刻④、一四二頁上―一五二頁上。
- (28) 『仙芥集』翻刻④、一四六頁上。
- (29) 『仙芥集』翻刻④、一六九頁下。
- (30) 313g と 366.5g。両者は同本。前者は正縁手沢本、後者は熙允手沢本。
- (31) 三十八丁表。
- (32) 『仙芥集』翻刻④、一四八頁上。
- (33) 「交本云」として同じ奥書が記された 323g の外題は『鉄塔』である。
- (34) 甲田 2000、四三頁。
- (35) 卿阿闍梨増瑜（二七五―二八五頃在鎌）勸修寺流。
- (36) 定祐（二七八頃）三河僧都。大外記三河守教隆直人の猶子。建長三年（一二五一）十月兵部卿法印寛位より伝法灌頂を受け、文永二年（一二六五）十月鎌倉御堂御所にて道宝に重受、同四年（一二六七）十二月阿性上人寛宗に重受。また宏教に西院流を受け定祐方の祖となる。
- (37) 能海（一二八九頃）中納言法印。民部大輔仲能入道の子。寛元元年（一二四三）十一月、鎌倉大門寺において宏教に両部灌頂を受け、保寿院流・西院流の印可を受ける。弘長二年（一二六二）二月、定清（金三方定清方祖）に受法。文永十一年（一二七四）正月、勝円（金剛王院実賢大僧正灌頂資）より金剛王院流を禀承する。
- (38) 定仙と同時代の「殿法印」は、①金剛王院流実賢の灌頂資賢秘（生没不詳、一二四九頃）、②安祥寺流良瑜方道宝の付法、また佐々目法印頼助の付法でもある実聖（生没不詳、一二九四頃）、③憲深方定済の付法、良済（生没不詳、一二六六頃）の三人があげられるが、この内②の実聖が該当するか。
- (39) 六丁裏。
- (40) あるいは「仏生房」。
- (41) 義能については資料も先行研究も少なく不明な点が多い。まとまったものとしては佐藤 2000、同 2003、甲田 2000 がある。
- (42) ただし、実融『証談鈔』の記述によれば、義能は頼賢から皆伝されたわけではなかったようである。甲田 2000、五二頁参照。
- (43) 文庫古文書九、九五頁、六三三七
- (44) 328-1
- (45) 291-6
- (46) 339-95、340-62
- (47) 逆に定仙から義能に頼賢の法流が伝えられたという伝承、および義能の伝える意教方は邪流を混じているという説については、拙稿 2012 参照。
- (48) 甲田 2000、六〇―六一頁。
- (49) 290-2、339-37、364、③-93、371-56、③-05
- (50) 328-010

- (51) 真全二七・三三二頁下。  
 (52) 357③-349  
 (53) 真全三九・三六七上  
 (54) この年齢の表記は不審である。正しくは四十七歳。ただし年が変わったばかりであろうということもあるか。  
 (55) 甲田 2000、六〇頁。  
 (56) 京から鎌倉への旅程を考えれば、定仙は公然が鎌倉に到着した直後から受法を始めたと考えられる。  
 (57) 五丁表。  
 (58) 『仙芥集』翻刻②、一五八―一六七頁。  
 (59) 『仙芥集』翻刻①、三二六―三三三頁。  
 (60) 『仙芥集』翻刻④、二〇九頁下―二二二頁下。  
 (61) 『仙芥集』翻刻④、二二一頁上。  
 (62) 『仙芥集』翻刻④、一九〇頁上―二〇一頁下。  
 (63) 『仙芥集』翻刻④、二〇一頁下―二〇九頁下。  
 (64) 『仙芥集』翻刻④、二〇五頁下。  
 (65) 『仙芥集』翻刻③、一四二―一五一頁。

〔参考文献〕

目録

- 『称名寺聖教目録』全三巻、文化庁文化財部美術学芸課（2006）  
 文庫古文書  
 『金沢文庫古文書』神奈川県立金沢文庫、八・九「仏事篇」上・下（1956）。  
 親玄日記

ダイゴの会『親玄僧正日記』上・中・下、『中世内乱史研究』一四～一六（1993-1996）  
 『仙芥集』翻刻

中世東国仏教研究会『仙芥集』翻刻①、『綜佛年報』三六（2014）  
 中世東国仏教研究会『仙芥集』翻刻②、『綜佛年報』三七（2015）  
 中世東国仏教研究会『仙芥集』翻刻③、『綜佛年報』三八（2016）  
 中世東国仏教研究会『仙芥集』翻刻④、『綜佛年報』四〇（2018）

石田浩子

2004 『醍醐寺地藏院親玄の関東下向』、『ヒストリア』一九〇  
 伊藤宏見

1977a 『願行上人憲静の研究（上）』、『密教文化』一一七  
 1977b 『願行上人憲静の研究（下）』、『密教文化』一一九  
 1979 『願行上人憲静の研究（補闕）』、『密教文化』一二六  
 大八木隆祥

2012 『定仙攷―称名寺聖教を中心に―』、『豊山教学大会紀要』四〇

2014 『定仙について 親玄からの受法、定禪と定仙大和尚塔に  
 ついて』、『綜佛年報』三六

2015a 『定仙の受法について① 安祥寺流の受法』、『豊山教学大  
 会紀要』四三

2015b 『定仙の受法について② 勸修寺流の受法』、『綜佛年報』三七

2017 『称名寺聖教に見る親玄相承の「台皮籠」の口決について』、『綜佛年報』三九

定仙の受法について③ 三宝院流の受法

- 甲田宥呬  
1999 「意教上人伝攷（上）」、『高野山大学密教文化研究所紀要』  
111  
2000 「意教上人伝攷（下）」、『高野山大学密教文化研究所紀要』  
111
- 佐藤秀孝  
2000 「永徳寺義準と無量寿院義能」、『印仏研』四九—一  
2003 「越前永徳寺義準と意教上人頼賢」、『宗学研究』四五
- 高橋秀栄  
1984 「鎌倉下向僧の研究—願行房憲静の事跡—」、『印仏研』  
111—111
- 田中悠文  
2006 「中納言律師御蘭ノ浄尊伝攷（1）」、『高野山大学密教文  
化研究所紀要』一九  
2007 「中納言律師御蘭ノ浄尊伝攷（2）」、『高野山大学密教文  
化研究所紀要』二〇
- 貫達人  
1980 『鎌倉廢寺事典』有隣堂
- 橋本初子  
1986 「願行上人憲静について」、『金沢文庫研究』二七六
- 服部英雄  
1995 『景觀に探る中世』新人物往来社
- 布施淨戒  
1955 「地藏院流に就く（特に三學院相承實勝方法流）」、『智山  
學報』二二
- 百瀬今朝雄  
1989 「願行房憲静の「二階堂寺」」、『立正大学文学部論叢』  
九〇

